

各地方運輸局長
神戸運輸監理部長
沖縄総合事務局長 } 殿

(国土交通省) 海事局長

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る船員の在籍出向の特例について

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により、東北地方をはじめとした東日本に著しく甚大な被害をもたらされたところであるが、東北地方は、船員の重要な供給地となっており、本震災により、海運業・水産業を支える多数の船員及びその家族が甚大な被害を被ったことが想定される場所である。

このような状況を踏まえ、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、本震災に伴い乗組船員を確保できない船舶所有者が、その交替要員を短期間在籍出向の形態で配乗させる場合については、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）に抵触するおそれがないものとして整理し、当分の間、下記のとおり特例措置を講じることとするので、了知のうえ取扱いに遺漏なきを期するとともに、貴局（部）管内の関係事業者に対する周知徹底を図り、指導に遺漏なきを期されたい。

記

1. 在籍出向に係る特例措置

「船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的な考え方について」（平成17年2月15日付け国海政第157号）別紙2の整理にかかわらず、次の①から④に掲げる要件を満たす場合は、船員職業安定法に抵触するおそれのない在籍出向として取扱うものとする。

- ① 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、乗組船員、休暇中の予備船員の被災、家族の被災等に伴う下船等をはじめとした事情により、本震災に伴い乗組船員を確保できない船舶所有者に対して行うものであること。
- ② 出向先事業主が船員職業安定所への求人の申込みや船員派遣事業者からの派遣船員の受入れ等、通常、船員を配乗するためにとるべき努力をしても、なお、必要な乗組船員を確保できないこと。
- ③ 在籍出向の期間は当面3月程度とすること。

④ 中間搾取や強制労働のおそれがないものであること。

2. 特例措置に係る確認

特例措置に基づく在籍出向を行おうとする出向元事業主は、あらかじめ、地方運輸局（神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局を含む。）、同支局又は海事事務所の船員職業安定法事務担当課において、1. ①から④についての確認を受けるものとする。